

団体ゴルファー保険のご案内

〈ホールインワン・アルバトロス費用補償特約セット〉※A、B、AK、BKプランの場合を除きます。



退職後もご加入いただけます！
団体割引20%適用！

申込締切日：平成30年4月27日(金)必着

保険期間(ご契約期間)：平成30年6月11日 午後4時から 1年間

保険期間の中途でもご加入も受付しています。

ご加入要領

加入対象者

日本信号グループ役員・従業員・退職者

被保険者

(補償の対象となる方)

以下①②の中からお選びいただいた方となります。

- ①役員・従業員・退職者ご本人
- ②ご本人の配偶者、子供、両親、同居の親族

なお、家族型の場合は、ご家族*の範囲の中からお選びいただいた方が被保険者として追加になります。

*ご家族とは、被保険者ご本人の配偶者、ご本人または配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子。

お申込方法

同プランで継続の場合
特にお申し出のない場合は前年同プランにて自動継続とさせていただきます。
新規加入・中途加入・内容変更・脱退の場合
日信興産㈱までご連絡ください。

保険料 払込方法

役員・従業員
平成30年8月分給与にて控除させていただきます。
退職者
団体側で別途平成30年4月27日(金)までに集金させていただきます。

保険金額（支払限度額）と保険料

● 本人型

本人プラン		A	B	C	D	E	F	G	H	
保険金額 (支払限度額)	賠償責任支払限度額 (免責金額なし)	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	1億円	1億円	
	被保険者ご自身の傷害 (ケガ)	死亡・後遺障害保険金額	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	500万円	500万円
		入院保険金（日額）	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	7,500円	7,500円
		通院保険金（日額）	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	5,000円	5,000円
	ゴルフ用品損害保険金額	10万円	20万円	10万円	20万円	10万円	20万円	30万円	30万円	
	ホールインワン・アルバトロス 費用保険金額	—	—	30万円	30万円	50万円	50万円	50万円	70万円	
年間保険料（一時払） (1名あたり)		1,250円	2,050円	4,280円	5,080円	6,290円	7,090円	8,070円	10,090円	

● 家族型



家族プラン		AK	BK	CK	DK	EK	FK	GK	HK	
保険金額 (支払限度額)	賠償責任支払限度額 (免責金額なし)	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	1億円	1億円	
	被保険者ご自身の傷害 (ケガ)	死亡・後遺障害保険金額	150万円	150万円	150万円	150万円	150万円	150万円	250万円	250万円
		入院保険金（日額）	2,250円	2,250円	2,250円	2,250円	2,250円	2,250円	3,750円	3,750円
		通院保険金（日額）	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	2,500円	2,500円
	ゴルフ用品損害保険金額	5万円	10万円	5万円	10万円	5万円	10万円	15万円	15万円	
	ホールインワン・アルバトロス 費用保険金額	—	—	15万円	15万円	25万円	25万円	25万円	35万円	
年間保険料（一時払） (1名あたり)		690円	1,090円	1,450円	1,850円	1,950円	2,350円	2,850円	3,350円	

記載の保険料は、被保険者数200名以上500名未満(団体割引20%適用)にて算出しております。

ご家族*を追加する場合は、本人Aプラン⇒家族AKプランというように同列プランになります。

本人Aプラン⇒家族BKプランなど異なった列プランの選択はできませんのでご注意ください。

*ご家族とは、ご本人の配偶者、ご本人または配偶者の同居の親族(被保険者本人または配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子。

*ご家族をご本人として本人型にもご加入できます。

ご注意

- ゴルフには、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等のゴルフに類似のスポーツは含まれません。
- この保険におけるゴルフ場とは、ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目を問わず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
- この保険におけるゴルフ場敷地内とは、ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊のために使用される部分を除きます。

保険金をお支払いできない主な場合	
賠償損害	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任* 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任 被保険者の使用者(被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディを除きます)が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任
被保険者(ケガ)の傷害(ケガ)	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるケガ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失によるケガ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置によるケガ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
ゴルフ用品の損害	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による損害 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害 核燃料物質などの放射性、爆発性有害な特性による事故による損害 地震、噴火、洪水、津波、火災、爆発等に乘じてなされた盗難による損害
ホールインワン・アルバトロス費用	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス 被保険者がゴルフ場の使用人である場合、その被保険者が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス 海外で達成したホールインワンまたはアルバトロス

・排水または排気(煙を含みます)に起因する損害賠償責任(不測かつ突発的な事故によるものを除きます)
 ・原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的もしくは産業的利用に供されるラジオアイソトープ(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません)の原子核反応または原子核の崩壊等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合を除きます)
 ・自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 ※ レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど、借りたり、預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金をお支払いできません。

・核燃料物質などの放射性、爆発性有害な特性による事故によるケガ
 ・上記以外の放射線照射または放射能汚染によるケガ
 ・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒
 ・日射またはめまいによる障害等、急激かつ偶然な外来の事故によらないもの
 ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます)のないもの

など

万一、事故が発生した場合のお手続き

- 事故が発生した場合は、遅滞なく(ケガに関する事故が発生した場合は30日以内に)取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談の上、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

※賠償責任保険(賠償責任を補償する特別約款・特約)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われたお見舞金は保険金のお支払い対象とはなりません。

事故が発生した場合は日信興産株式会社まで下記までご連絡ください。
あんしん24受付センター 受付時間：365日24時間
 ※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
 ※おかけ間違いにご注意ください。

0120-985-024(無料)

【事故の際の連絡事項】	【保険金請求される際に必要な書類】	
<ul style="list-style-type: none"> ●事故発生の日時・場所 ●事故の状況 ●被害者の住所・氏名 ●保険証券番号 <p>・ホールインワンまたはアルバトロスを達成されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ●達成した日時・場所・ホールナンバー ●同伴競技者の住所・氏名 ●保険証券番号 <p>など</p>	<p>ホールインワン・アルバトロス費用を請求される場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①引受保険会社所定の保険金請求書 ②同伴競技者が署名または記名・押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書 ③被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行または行使する権限を有する者が記名・押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書 ④次のいずれかの書類または証拠 <ul style="list-style-type: none"> ア. 前記「『ホールインワン・アルバトロス費用』(注)①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロスについては、同伴競技者以外の第三者が署名または記名・押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書 イ. 前記「『ホールインワン・アルバトロス費用』(注)*」のホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合については、被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことが確認できるビデオ映像等 ただし、公式競技において、前記「『ホールインワン・アルバトロス費用』(注)①および②のいずれかの目撃があるホールインワンまたはアルバトロスについては上記③、後記⑤の他、上記②または④のA.のいずれか一方の書類をご提出ください。 ⑤ホールインワン・アルバトロスの費用の支払を証明する領収書 <p>※目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます(達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません)。</p> <p>など</p>	<p>ホールインワン・アルバトロス費用以外の保険金を請求される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●引受保険会社所定の保険金請求書 ●事故証明書 ●示談書 ●診断書 ●修理見積書 ●その他引受保険会社が必要とする書類 <p>など</p> <p>(注)発生場所がゴルフ場の場合は、ゴルフ場の証明書が必要となります。</p>

ご注意

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特別約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- この保険は日本信号株式会社を保険契約者とし、日本信号グループの役員・従業員・退職者を加入者とするゴルフ保険の団体契約です。
- この保険の「契約のしおり(普通保険約款・特別約款・特約)」および保険証券は保険契約者(日本信号株式会社)に交付されます。
- お申込みの際は、加入申込票に記載されている各項目(他の保険契約の有無など)について正しくご記入ください。
- 他の保険契約の有無については、告知事項として加入申込票に記入していただきます。申込人または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、保険契約が解除されることがありますのでご注意ください。
- ご加入時にすでに被っているケガは、告知の有無にかかわらず、保険金お支払いの対象とはなりません。また、加入申込票記載事項(他保険加入状況)等により、ご契約のお引受をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、保険契約の満了する日と同一補償内容で継続加入のお取扱いをいたします。
- 重複契約に関する注意事項
- ①賠償損害、用品の損害については、被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金がお支払いされない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約可否を判断の上、ご加入ください。※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。
- ②ホールインワン・アルバトロス費用については、この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)を複数加入されても、お支払する保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

ご加入についてのお問合わせ

【取扱代理店】

日信興産株式会社

■ 本社・支社・支店・営業所・下記以外の関連会社・左記の退職者の皆様

与野本店(担当:北澤・山宮・小林・森尻) 〒338-0002 さいたま市中央区下落合1003番地

Tel 048-834-1301 Fax 048-835-1256 E-mail:kousan-y@signal.co.jp

■ 久喜事業所・上尾工場・久喜区域関連会社・日信工業・栃木日信・左記の退職者の皆様

久喜支店(担当:松木・平) 〒346-8524 久喜市江面字大谷1836-1 日本信号(株)久喜事業所内

Tel 0480-28-3039 Fax 0480-28-3830 E-mail:kousan-k@signal.co.jp

■ 宇都宮事業所・宇都宮区域関連会社・山形日信電子・左記の退職者の皆様

宇都宮支店(担当:林・蟻坂・能村) 〒321-0905 宇都宮市平出工業団地11-2 日本信号(株)宇都宮事業所内

Tel 028-660-3234 Fax 028-660-3158 E-mail:kousan-u@signal.co.jp

【引受保険会社】

(引受幹事保険会社) **あいおいニッセイ同和損害保険株式会社** (分担割合:50%)

東京企業営業第二部営業第一課 担当:村山・磯部

〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19 Tel 03-6748-7841 Fax 03-6748-7845

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (分担割合:50%)

企業営業第四部第二課

【共同保険について】

この保険契約は2社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。なお、実際に引受を行う保険会社の分担割合は変更になる可能性があります。これらに係る確定内容を知りたい場合には、取扱代理店である日信興産(株)または引受保険会社までお問い合わせください。